契約条項 P-3057(3)_210118

乙は、注文書で特定するサービス（以下、本サービスという）を以下のとおり提供します。

1. 乙は、甲が使用するシステム（以下、本システムという）に関し、次のサービスのうち、甲乙で合意するサービスを実施します。
   (1)コピー/プリント履歴サービス設計
      システム要件にあったシステムの概要設計を行います。
   (2)コピー/オンデマンドプリント設計
      システム要件にあったシステムの概要設計を行います。
   (3)サーバー設計
      機器・ソフトウエアの選定、パラメータ設計、バックアップ・ウィルス対策に関する設計を行います。
   (4)コピー/オンデマンドプリント運用設計
      ①メンテナンス・各種操作等、システム管理者用のアプリケーションの運用設計を行います。
      ②システム管理者向けに運用教育を行います。
   (5)サーバー運用設計
      ①システム管理者用のシステム運用設計を行います。
      ②システム管理者向けに教育（3名まで、1時間、お客様先）を行います。
   (6)プリント履歴管理環境設定代行サービス
      アプリケーション設計書に基づいたプリント履歴管理の環境設定作業を代行します。
   (7)コピー/オンデマンドプリント環境設定代行サービス
      アプリケーション設計書に基づいたコピー/オンデマンドプリントの環境設定作業（アプリケーション設定）を代行します。
   (8)デバイス接続検証サービス
      本システムの環境へプリント管理サーバーを仮設置し、デバイスとの接続検証を行います。
   (9)立上げ支援
      ①サーバー設置から1ヶ月後までの間、電子メールによる甲からの問合せに回答します。
      ②前記①の問い合わせは、甲が指定するシステム管理者に限定します。
      ③電子メールによる問合せを乙の営業時間外に受付けた場合、翌営業日以降の対応とします。
2. 本サービスの詳細および納入品（以下「成果物」という）は、別途甲乙間で協議決定するものとします。
3. 乙が「成果物」を納入または本サービスを完了した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証または作業完了を確認する書面を乙に交付するものとします。
4. 第1項第1号乃至第8号のサービスに関しては、「成果物」の納入またはサービス完了により、本サービスは完了するものとします。
5. 第1項第9号のサービスを契約する場合、立ち上げ支援が終了した時点で本サービスは完了するものとします。
6. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本サービスの対価を乙に支払うものとします。
7. 「成果物」に関する保証については、「成果物」に誤植，落丁，棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に、「成果物」の納入から3ヵ月間、無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
8. 本サービスの履行にあたり新規に開発された物，構造，方法もしくは手順等に関するアイデア，コンセプトであって、システムの設計，開発及び製作等に必要なエンジニアリング資料，図面，仕様書，指示書，手順書，報告書及びその他の技術資料に含まれる成果に関して「工業所有権等」を取得する権利は、甲が発明・考案を行った場合は甲に、乙が行った場合は乙に、甲乙共同で行った場合は甲乙共有(持分均等)に帰属します。
9. 「成果物」の著作権は、著作権法第27条(翻訳 ・ 翻案権)および第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)の権利を含み、「成果物」の納入の時点で、乙から甲に移転するものとします。ただし、「成果物」を構成する著作物のうち、本サービスに着手する以前から乙が著作権を保有していたものの著作権は、乙に留保されるものとします。
10. 甲が乙の責に帰すべからざる理由でサービスを中止した場合、甲は、本サービスの出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料，「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。
11. 「成果物」納入または本サービス完了後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「成果物」の修正または本サービス等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
12. 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上